

第10 土木工事標準単価

土木工事標準単価方式により積算を行う工種は次のとおりである。

ただし、山林砂防工を適用する箇所には適用しない。

なお、地理的条件により、地元市町村役場（支所等を含む。）から施工現場までの片道に1時間を超える場合は、10%の割増補正を行うことができるものとする。ただし、土木工事標準単価における時間的制約を受ける（又は、著しく受ける）場合の単価を適用する場合は、10%の割増補正を重複して適用しない。

また、施工規模による補正と時間的制約による補正が重複する場合は、施工規模のみによる補正とする。

10-1 区画線工

10-2 排水構造物工

(1) U型（落蓋型、鉄筋コンクリートベンチフリュームを含む。）水路

(2) 自由勾配側溝

(3) 蓋板

10-3 コンクリートブロック積工

10-4 構造物とりこわし工

10-5 橋梁塗装工

10-6 塗膜除去工

10-7 道路反射鏡設置工

10-8 侵食防止用植生マット工（養生マット工）